

地方分権改革推進委員会の第4次勧告について

本日、地方分権改革推進委員会は、地方税財政に関する当面の課題と中長期の課題を中心に第4次勧告を取りまとめられた。

勧告で示された当面の課題のうち、地方交付税について、その法定率の引上げを含む総額の確保や、国と地方の事実上の協議の早急な開始の必要性が明記された。これらは現下の地方の行財政運営に大きな影響のある課題であり、政府においては、本勧告を踏まえ、必要な措置を速やかに具体化するとともに、三位一体改革に伴い削減された地方交付税の復元・増額を図るよう強く求める。

中長期の課題では、国と地方の税源配分を5：5とする税制改革が今後の改革の当初目標とされた。これは、「地域主権」の確立のために必要不可欠である。地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに必要な一般財源総額の確保のためにも、実現を図るべきである。また、地方六団体が提唱した「地方共有税」構想を土台として、地方交付税の改革論議を深めていくことを政府に求めており、今後の検討に期待する。

この第4次勧告が、地方分権改革推進委員会が政府に対して行う最終勧告とされた。2年半余、精力的に議論を重ね、勧告等をまとめてきた地方分権改革推進委員会に対し、深く感謝申し上げます。

地方分権改革に終わりはない。分権型社会の実現に向けて、我々も一層の努力を重ねていく所存である。

平成21年11月9日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会長	金子 万寿夫
全国市長会会長	森 民 夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	山本 文男
全国町村議会議長会会長	野 村 弘